

広報 ましけ

2020
4

NO.1322

増毛町公式ホームページ

<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>



今月の表紙 3月3日(火)

ひな祭り集会 / 認定こども園あっぷる

今月の主な内容

2~5P ... **令和2年度 町政執行方針**

6~7P ... **令和2年度 当初予算**

8P ... **まちの話題 (卒業式、第2回駅☆祭 ほか)**

9P ... **空き家・空き地バンク制度、空き家等除却補助制度のお知らせ など**

令和2年度 町政執行方針



令和2年第1回定例議会において、堀 雅志町長から令和2年度町政執行方針が示されましたので、概要を掲載いたします。なお、全文については、増毛町HP (<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>)に掲載しております。
※教育執行方針については、広報ましけ5月号に掲載いたします。

町政に対する基本姿勢

就任当初からの基本姿勢であります「誰もが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛」実現のため、令和元年度において策定いたしました「新まちづくりプラン」により、町政を運営してまいります。

基幹産業である、漁業、農業、水産加工工業等製造業の振興を図り、町内商工業者の支援と増毛港湾整備事業、農業基盤整備事業を促進し、地場産業の強化を進めてまいります。増毛町の自然環境や歴史を大切にし、豊かな食を生かし、交流人口の拡大を図ってまいります。

町民の皆様の健康づくりを進め、健康寿命の延伸を図るため、「ましけ健康ポイント事業」の展開など関係課が横断的に健康事業を実施いたします。

医療、介護、看護職員の確保を図り、医療体制の充実を図ります。子どもの健全な成長を願い、子育て支援の充実を図ります。明和園については、今年度を実施設計を進め、建設に向けて始動いたします。

増毛町社会福祉協議会と連携し

地域福祉活動の充実に努めてまいります。

公営住宅建設事業、集合住宅建設補助、廃屋対策、海岸清掃事業、植樹、花いっぱい運動など住生活環境に配慮したまちづくりを進めます。

防災行政無線、防災訓練の実施、自主防災組織の支援等により、安心心のまちづくりを進めます。

こども園あつぷる、増毛小・中学校の教育環境の充実と生涯教育の充実を図り、豊かな心と文化を育むまちづくりを進めます。

移住定住対策のため関係人口の拡大に努め、生きがい活動事業団ら・さんてサポーターなど町民が活躍できるまちづくりを推進します。



将来に希望のもてるまちづくりを全力投球で進めてまいりますので、議員各位、町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

基本方針と施策の展開 (概要・主な取り組み)

1 自然の恵みを活かすまちづくり

農林業

農協などの関係機関と連携を図った競争力の向上や生産環境の整備を進めます。また、「増毛町森林整備計画」に基づき、森林の保全管理と循環利用確立に努めます。

○水稲栽培

・特別栽培米づくり

・安心安全で美味しい増毛産米の米づくりとブランド化による消費・販路拡大

○農業基盤整備事業

・信砂・朱文別・湯の沢・別荘地区での区画整理による優良農地への転換工事

○果樹栽培

・「フルーツの里 活性化プロジェクト」によるスイーツ販売PR事業、知名度向上のPR事業



○地元食材の地産地消の推進

・「増毛町収穫祭・郷土の味覚を
楽しむ会」の開催

○鳥獣被害防止対策

・エゾシカやアライグマなどの駆
除、捕獲

○町有林整備

・下刈り、間伐、造林、作業路の
手入れや野そ駆除事業

○民有林整備

・公費造林事業、未来につながる森
づくり推進事業

○桜の植樹事業

・町制施行120年事業として増
毛駅周辺、メモリアルパークへの
植樹

・町民への苗木配布

漁業

漁協などの関係機関と連携し、
生産の増大と漁業所得の向上によ
る漁家経営の安定を図ります。

○漁業の担い手対策

・増毛町漁業資格取得費補助事業、
増毛町産業活性化事業

○水産業振興事業

・ナマコ資源増大事業
・水産基盤整備事業

・ウニ資源増殖場の造成（別荘古
茶内地先）

○その他

・海獣類による被害防止対策、密
漁防止対策

商工業

・プレミアム商品券発行事業

・各種事業による商工会商品券の
支給による地域消費促進

・増毛町産業活性化支援補助事業

雇用

・「生きがい活動事業団」などに
よる高齢者の人材活用による労働
力の確保

・外国人技能実習生を快く受け入
れる環境作り

観光

・増毛駅を中心とした「ふるさと
歴史通り」の周辺整備と歴史的建
物群の有効活用

・「春の味まつり」「観光港まつり」

「秋の味まつり」の開催

・観光ボランティアガイドの体制
の充実と人材育成

・岩尾温泉あつたまくる、暑寒別
岳スキー場の運営

・暑寒別岳の登山道標識の整備更
新



2 元気で長生きできるまがづ くり

病気の予防・健康づくり

「健康ましけ21計画」に基づき
各種事業を実施します。高血圧の
改善を図るため、増毛醤油等を利

用した減塩推進の食生活改善につ
いて取り組んでまいります。健康

寿命の延伸は、医療費削減や介護
保険・国民健康保険制度の安定に

つながるため、適度な運動習慣や
減塩をはじめとする食生活の改善

により、町民の健康づくりを推進
します。

健指導等の充実

・個別指導に重点を置いた特定保
健指導等の充実

・「ら・さんて」の利用や「運動
教室」への参加促進

・「ましけ健康ポイント事業」の
拡大

・高血圧ゼロのまちプロジェクト
・がん検診やインフルエンザ予防
接種などの感染症対策



医療

- ・市街診療所での安心・安全な医療サービスの提供
- ・常勤医2名による診療体制、看護師の確保

結婚・出産・子育て支援

- ・子育て世代包括支援センターにおいての包括的な支援
- ・妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査などの公費負担の継続
- ・高校生までの子どもに対する医療費助成
- ・ひとり親家庭への各種福祉制度の支援
- ・お祝い金の支給による多子世帯の子育て支援
- ・結婚祝い金の支給、結婚新生活支援事業補助金

高齢者福祉

- ・地域包括支援センターの充実
- ・権利擁護事業、認知症総合対策など地域支援事業の推進
- ・高齢者の外出支援
- ・介護従事者養成修学資金貸付金事業、介護従事者就業支援補助金事業

地域福祉

- ・「生きがい活動事業団」や「ゆうゆうマージン」の活動支援
- ・ボランティア活動への支援



障がい者福祉

- ・介護給付や訓練等給付などの自立支援給付
- ・身体障がい者福祉協会交通費助成金事業（タクシー利用の助成）への補助

社会保障

- ・特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善による国保医療費の安定
- ・「第7期介護保険事業計画」に基づく、介護サービスの充実と健

全な介護保険運営

- ・年金事務所と連携をしての制度周知

3 安心安全に暮らせるまちづくり

生活環境

- ・空き家の除却費用の一部補助と除却促進
- ・留萌南部衛生組合による広域的なごみ処理の継続
- ・関係機関と連携した不法投棄対策や海岸漂着物の対策

道路・交通

- ・計画的な町道整備の推進
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、橋梁の劣化状況等の点検や維持修繕
- ・タクシーの初乗り料金の助成(暑寒沢・中歌・湯の沢地区)
- ・高齢者運転免許自主返納支援事業による公共交通機関交通費等の助成

住環境

- ・公営住宅建設事業(南暑寒町2丁目団地跡地に1棟12戸)
- ・住宅リフォーム等補助事業
- ・民間賃貸住宅等建設補助事業

新築住宅建設支援補助事業

上下水道

○上水道

- ・飲料水の安定的な供給のための水質管理と施設の維持管理

○下水道・浄化槽

- ・ストックマネジメント計画に基づいた施設の適切な維持管理
- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

情報通信

- ・光ファイバーによる共聴設備及び光ブロードバンド設備の維持管理

消防・防災・交通安全・防犯

○消防・救急

- ・複雑多様化する災害に対応するための実践に即した訓練の実施
- ・基準出動計画に基づいた消防部隊の適正な運用

○消防団員の確保と装備の充実

- ・救急救命士による気管挿管や薬剤投与等を主体とした研修

○防災

- ・「全町防災訓練の日」での町民参加の防災訓練の実施
- ・自治会を中心とした自主防災組

織の設立機運を高める取り組み

○交通安全活動

・交通事故防止のための街頭指導や啓発活動の展開

○防犯活動

・防犯協会によるパトロールや住宅・自動車診断の実施

・悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪の迅速な情報提供や啓発活動の推進

・町内における防犯カメラの計画的な設置



港湾・漁港

○増毛港の整備

・農水産物輸出入促進基盤整備事業による屋根付き岸壁の整備（小型船溜地区）

○別荘漁港の整備

・港内静穏度確保のための、北・西防波堤の嵩上げの継続

土地活用と公共施設

・遊休町有地の売却による住宅建設の促進

・公共施設の耐震化の検討や修繕等適切な維持管理、適切な老朽化対策

4 豊かな心と文化を育むまちづくり

子どもたち一人ひとりの個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持つて学校生活を送ることが出来る教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざしてまいります。

また、町民一人ひとりが恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動の場となる関係施設の充実に努めてまいります。

5 町民が主人公のまちづくり

コミュニティ

・自治会管理の会館の電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続します。

・町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置

移住・定住・人口対策

・移住体験住宅の活用等による「ちょっと暮らし」や「移住体験」など、UIJターン事業の推進

・地域おこし協力隊員の受け入れと隊員の定住支援

・関係人口拡大の取り組み強化（過ごしやすい夏だけ移住、アウトドアや農業体験）

財政運営

経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じて事業を選択・実施することとメリハリのある財政運営を進めてまいります。また、地方債の計画的な借入れ等の各種取り組みを継続的に進め、持続可能な財政運営の実現をめざしてまいります。



令和2年度
当初予算

予算総額 78億3,766万円

(※万円未満四捨五入)

令和2年度の当初予算は、一般会計50億7,600万円、特別会計19億1,790万円、公営企業会計8億4,376万円、合計78億3,766万円となります。これを令和元年度6月補正後予算規模と比較すると、1億2,288万円(1.6%)増加しております。

今年度は、公営住宅(南暑寒2丁目団地)や明和園の建て替え事業、除雪車の更新などを予定しています。

「結婚祝金支給」「結婚新生活支援」や「子ども医療費補助」「出産準備金支給」などの事業により住みやすいまちづくり・子育て環境の充実を図ります。

また、「地域交通の確保」や「健康推進」「ごみ分別等支援」などの事業を継続し、住み続けられる快適な暮らしの環境整備を進めます。

☆地方消費税交付金のうち「社会保障財源」として交付される4,500万円は、
障がい福祉事業費：1,876万円
養護老人ホーム費：1,377万円
母子福祉費：207万円
予防費：1,040万円
に充てられます。

会計名	予算額	比較増減
一般会計	50億7,600万円	△0.1%
特別会計	19億1,790万円	△8.1%
国民健康保険	5億3,620万円	△3.7%
観光施設事業	5,600万円	3.9%
診療所事業	2億7,360万円	19.4%
介護保険	9億4,330万円	3.9%
後期高齢者医療	9,200万円	4.6%
港湾整備事業	1,680万円	△4.7%
公営企業会計	8億4,376万円	54.3%
水道事業	2億2,403万円	0.2%
簡易水道事業	2,739万円	0.9%
公共下水道事業	2億6,259万円	皆増
砕石事業	3億2,975万円	11.3%
合計	78億3,766万円	1.6%

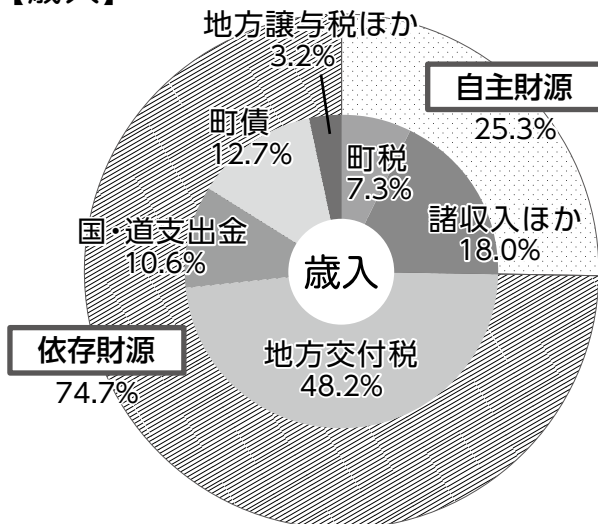
※比較増減は令和元年度6月補正後予算

☆『よくわかることしの仕事』は、5月を目途に作成し増毛町HPに掲載します。(担当：企画係)

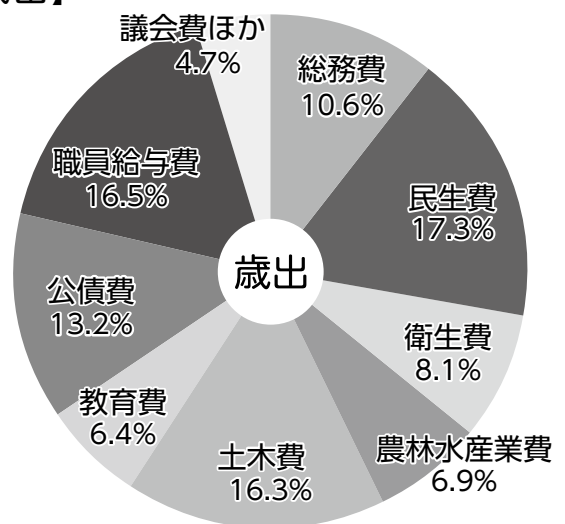
一般会計 50億7,600万円

福祉や教育、農林水産業の振興、道路整備など増毛町の財政の基本となる会計です。

【歳入】



【歳出】



今年度の主な事業

◆ 子育て支援、教育環境の充実

事業名	事業内容	事業費
子ども医療費補助事業	高校生までの子供を持つ世帯への医療費補助	300万円
出産準備金支給事業	母子手帳交付時5万円、出産時5万円を支給	230万円
妊婦健診支援事業	妊婦健診無料回数の拡充(6回→14回)	98万円
高校通学費等補助事業	高校通学費の50%を補助	886万円
小中学入学時の保護者負担軽減事業	ランドセル・かばん、ジャージの購入	83万円
小中学校給食費補助事業	学校給食の食材費補助	401万円

◆ 快適で安全安心な暮らし

事業名	事業内容	事業費
空き家等除却補助事業	空き家解体助成、1件50万円限度	1,000万円
花いっぱい運動委託料	国道、道道などに花や植樹を行う	280万円
代替輸送事業	JR留萌増毛間の廃止に伴う代替輸送	280万円
地域交通対策事業	町民の移動手段の確保・利便性の強化のため事業者へ補助	220万円
健康推進事業	運動普及事業	1,484万円
ごみ分別等支援事業	ごみの分別やごみ出しが困難な高齢者等のサポート	24万円
プレミアム商品券発行事業	500円券を60,000セット発行(プレミアム率:20%)	650万円
住宅リフォーム助成事業	住宅リフォームの助成 子育て・三世同居は50%加算	500万円

◆ 産業の振興

事業名	事業内容	事業費
農業農村整備事業(基盤整備事業)	信砂、湯の沢、朱文別、別荘地区:本工事	2億88万円
漁場増殖施設整備事業	古茶内:ウニ囲い礁改良 雄冬:ウニ囲い礁造成調査	1,430万円
漁業資格取得費助成事業	船舶、無線免許等の取得経費の助成 1件25万円限度	25万円
産業活性化支援事業	起業・ものづくりへの助成、1件100万円限度	300万円

新たな希望を胸に巣立つ

小中学校卒業式、認定こども園あつぷる卒園式

3月に入り、町内の小中学校で卒業式が行われ、増毛小学校（里見清孝校長）26名、増毛中学校（藤田智哉校長）36名の卒業生が新たな希望を胸に通い慣れた学舎を巣立っていきました。

小中学校の卒業式では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため在校生は参加できませんでしたが、学校関係者や保護者が見守る中、校長先生から卒業生一人ひとりに卒業証書が手渡されました。

3月20日には、増毛町立認定こども園あつぷる（齊藤友昭園長）で卒園式が行われ、25名の子どもたちが夢と希望を持って新たな一歩を踏み出しました。



▲増毛中学校 卒業式



▲増毛小学校 卒業式



▲認定こども園あつぷる 卒園式

駅☆祭でベトナム式玉入れ「ニヤン・バウム」を楽しむ 第2回旧増毛駅 駅☆祭



▲ベトナム式玉入れ「ニヤン・バウム」

2月24日、町商工会（棚橋秀彦会長）主催の「第2回旧増毛駅駅☆祭」が旧増毛駅周辺の特設会場で開かれ、町民ら410名が多彩な催しを楽しみました。

特設会場では長さ25メートルの大滑り台が開放されたほか、130～200センチの3種類の棒に取り付けられたリングにボールを通すベトナム式玉入れ「ニヤン・バウム」や雪中パターゴルフ、宝引きなどの野外ゲームが行われ、来場者を楽しませました。

また、飲食では商工会女性部や町内企業らが販売していた豚汁や焼きそば、焼き鳥、増毛産のタコを使用した「たこまん」などに舌鼓を打ちました。

老人クラブ同士の親交を深める

第3回全町老人クラブ対抗ゲーム大会

2月20日、増毛町老人クラブ連合会（豊田敏巳会長）主催の第3回全町老人クラブ対抗ゲーム大会が文化センターで開催され、町内の老人クラブなど9団体90名が参加しました。

全町老人クラブ対抗ゲーム大会は外出機会が減る冬季間に活動する機会を提供し、老人クラブ活動の活性化を図る目的で開催され、今年で3回目を迎えました。

ゲームでは、大きいお手玉のような“バッグ”を3.5メートル先にある穴の開いたボードに投げ、点数を競う「バッグォー」という競技が行われ、参加者は老人クラブ同士の親交を深めながらゲームを楽しみました。



増毛町空き家・空き地バンク制度

空き家・空き地の所有者の方、探している方、町ホームページを御覧ください！

全国的に問題となっている空き家・空き地は、本町でも深刻な問題であり、町では中古住宅購入助成やリフォーム助成、空き家除却費用の助成等を行っておりますが、町では、空き家・空き地の有効活用を図るため、「空き家・空き地情報」を町ホームページに掲載しております。

町内の空き家・空き地所有者の方、空き家・空き地をお探しの方は町ホームページをご覧ください、詳しくは下記の担当までご連絡ください。

町ホームページ <https://www.town.mashike.hokkaido.jp>

☎ 役場企画財政課・企画係（電話 53-1110）



住宅リフォーム・新築住宅等建設・民間賃貸住宅建設の補助事業

申請の受付を4月15日(水)から開始します！

◆申請の受付開始

令和2年4月15日(水)から先着順に受付します。

◆その他

- ①子育て世帯・三世帯同居世帯は補助金の加算がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ②住宅リフォーム補助金・民間賃貸住宅補助金は工事等の着手前に補助申請する必要がありますので、事前にお問い合わせください。
- ③予算を超える申請がある場合は翌年度となります。

☎ 役場建設課・建築係（電話 53-1115）

増毛町空き家等除却補助制度

倒壊しそうな空き家をそのままにいませんか？



町内の防災、防犯、衛生、景観等の生活環境の保全及び緊急時に人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するための応急措置、空き家等を増やさないための対策として、町内施工業者により行う空き家等の除却工事に要する費用の一部を補助します。

●空き家等の撤去にはおおむねこれくらいの費用がかかります…

・一坪あたり、3万円～3万5千円程度。(解体・廃材処理費を含む)
例) 建坪が40坪とすると、120万円～140万円程度。

※金額はあくまでも参考です。業者により金額も違いますので、見積書等を取ることをお勧めいたします。

①補助の内容

空き家等の建築物を解体除却する工事費用の1/2(上限50万円)を補助します。

※家財道具の処理費用は補助対象外です。また、増毛町内の登録業者でないと補助が受けられません。

②対象者

空き家等の除却工事を行う所有者又はその親族。

③対象建築物

建築物の構造や用途、個人、法人の所有を問わず、増毛町内に建っている全ての建築物が対象となります。ただし、国又は地方公共団体が所有又は管理する建物は除きます。

☎ 役場町民課・町民環境係（電話 53-1112）

せん定枝の特別収集について

町では、5月に「庭木のせん定枝」を無料で収集します。指定された日以外の排出は、有料扱いとなりますのでご注意ください。

【庭木のせん定枝の出し方】

- ・枝の長さを1m未満（太さ5cm未満）にして、1mくらいの紐で縛る。
- ・庭、畑などを整理したもの（囲いなどの木・とうきび等の茎）は出せません。
- ・使用しているごみステーションの横に、午前9時までに出してください。

※葉が付いた状態のせん定枝については回収できません。
※ヤニの多いもの（杉、松等の針葉樹）は回収できません。

【庭木のせん定枝の収集日】

収集日	収集地区
5月4日 (月曜日)	阿分、信砂、舎熊、箆別、湯の沢 『ステーション番号』54、192、200』 中歌、港町、見晴町、市街地区（海岸通線から3丁目通線まで） 『ステーション番号』55～106、202～206』
5月11日 (月曜日)	市街地区（4丁目通線から暑寒沢まで） 『ステーション番号』107～166、 201、207』 別荘、岩尾、雄冬 『ステーション番号』67～191、193～199』

【問合せ先】

- ・留萌南部衛生組合
(電話) 43-2555、43-2588
- ・役場町民課・町民環境係 (電話) 53-1112

「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」に登録しませんか

北海道では、食品選択や外食摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的に、令和元年10月より新たな食環境整備事業として、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン推進事業」を開始いたしました。

登録の対象の店舗は、外食料理店（喫茶店を含む）及びそうざい製造業、コンビニエンスストア、スーパー、社員・学校食堂等です。

★登録は各店舗の取り組み状況に合わせて、一つ星から三つ星の三段階に分けられます。

- ①一つ星⇒道が提供する健康情報等の発信を行うことと店内を禁煙にしていることが必須要件。
- ②二つ星⇒①に加え、顧客の要望に応じた健康を支援するオーダーに対応ができるお店。
- ③三つ星⇒さらに健康に配慮したメニューとして、栄養バランスメニューや野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニューのどれか一つを提供するお店。となります。

登録届出書の様式は、最寄りの道立保健所、もしくは北海道のホームページより入手可能です。次のウェブサイトアドレス（URL）からアクセスしてください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/hhsr/top-02.htm>

詳しくは、留萌保健所（☎0164-42-8326）までお問い合わせください。



政府統計



工業統計
キャラクター
コウちゃん

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。

調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

役場企画財政課・企画係 ☎53-1110

総務省・経済産業省・北海道・増毛町

春の全道火災予防運動 令和2年4月20日～4月30日

《統一標語》「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

この時季は、空気が乾燥しやすいことから火が着きやすく、火災の発生する危険性が増してきます。一人ひとりが防火の意識を持つことで火災を未然に防ぐことができます。

尊い命と大切な財産を火災から防ぐためにも、次の事項を守りましょう。

***** 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント *****

◆3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



◆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

※火災予防運動期間中、一般家庭と工場・作業所の立入検査を実施します。

☎ 増毛町消防本部 予防課・予防係(電話 53-2175)

令和2年度 危険物取扱者・消防設備士試験日程

○危険物取扱者試験

区分	試験日	願書受付期間
第1回	令和2年 5月17日(日)	書面申請 4月 3日～4月10日 電子申請 3月31日～4月 7日
第2回	令和2年 6月7日(日)	書面申請 4月28日～5月11日 電子申請 4月25日～5月 8日
第3回	令和2年 7月19日(日)	書面申請 6月12日～6月19日 電子申請 6月 9日～6月16日
第4回	令和2年 9月6日(日)	書面申請 7月30日～8月 6日 電子申請 7月27日～8月 3日
第5回	令和2年 10月11日(日)	書面申請 8月31日～9月 7日 電子申請 8月28日～9月 4日
第6回	令和2年 11月1日(日)	書面申請 9月28日～10月 5日 電子申請 9月25日～10月 2日
第7回	令和2年 12月20日(日)	書面申請 11月13日～11月20日 電子申請 11月10日～11月17日
第8回	令和3年 2月11日(木)	書面申請 12月24日～1月 8日 電子申請 12月21日～1月 5日
第9回	令和3年 3月14日(日)	書面申請 1月25日～2月 1日 電子申請 1月22日～1月29日

※留萌市で開催されるのは、第3回・第6回で、試験の種類は乙種と丙種です。

○消防設備士試験

区分	試験日	願書受付期間
第1回	令和2年 5月17日(日)	書面申請 4月 3日～4月10日 電子申請 3月31日～4月 7日
第2回	令和2年 7月19日(日)	書面申請 6月12日～6月19日 電子申請 6月 9日～6月16日
第3回	令和2年 10月11日(日)	書面申請 8月31日～9月 7日 電子申請 8月28日～9月 4日
第4回	令和2年 12月20日(日)	書面申請 11月13日～11月20日 電子申請 11月10日～11月17日
第5回	令和3年 2月11日(木)	書面申請 12月24日～1月 8日 電子申請 12月21日～1月 5日
第6回	令和3年 3月14日(日)	書面申請 1月25日～2月 1日 電子申請 1月22日～1月29日

※留萌市での開催はありません。

●書面申請とは、願書による受講申込みです。ご利用の方は消防署までお越しください。

●電子申請とは、インターネットからの受験申込みです。

●日程は増毛町ホームページ(消防本部)にも掲載していますのでご確認ください。

URL <https://www.town.mashike.hokkaido.jp>

☎ 増毛町消防本部 予防課・予防係(電話 53-2175)



春の全国交通安全運動 4月6日(月)～4月15日(水)

見過ごすな 信じて挙げた 小さな手

4月6日(月)から15日(水)までの間、「春の全国交通安全運動」が行われます。
以下の運動重点を確認し、交通事故に気をつけましょう！

運動重点

1. 子供を始めとする歩行者の安全の確保

◇通園・通学をする子供たちを交通事故から守りましょう！

2. 高齢運転者等の安全運転の励行

◇高齢運転者の皆さん、交通ルール・マナーを守り安全運転をしましょう！

◇信号機や一時停止の標識等を見落とさないように気をつけましょう！

◇ブレーキとアクセルの踏み間違いに気をつけましょう！

3. 自転車の安全利用の促進

◇自転車も「クルマ」です！

4. 全ての座席のシートベルトの着用

◇シートベルトは命綱です！

5. 飲酒運転の根絶

◇運転手はもちろん、同乗者、車を貸した者、酒を飲ませた者にも厳しい罰則があります！

◇4月10日(金)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！

一人一人が交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。ドライバーの皆さんは、スピードの出し過ぎ、無理な追越しは絶対にやめましょう。

問合せ先：留萌警察署 (☎0164-42-0110)



募 集

町営住宅空家情報
(4月1日現在)

町営住宅に空きがあることから、左記のとおり募集します。

■住宅所在地

南暑寒町5丁目

■団地名・募集戸数

南暑寒5丁目団地 3戸

※全て2LDK

■住宅料

13,900円

（26,800円程度

※年間所得により異なります。

■資格要件

- ①町税等の滞納がないこと
- ②収入基準を超えていないこと（所得が月額158,000円以下）
- ③連帯保証人がいること

■申込方法

役場建設課建築係で申込書を受取り、関係書類を添えてお申込みください。

申込・問合せ先

役場建設課・建築係

(電話 53-1115)

お知らせ

高等学校生徒通学費等補助金について

町では、町内から北海道立留萌高校へ通う通学費等の助成を行っております。

■対象者

町内在住者で町内より留萌高校へ通学、もしくは留萌高校へ通うために下宿している高校生

■補助金額

町内の生徒の自宅から留萌高校に公共交通機関を利用して通学するために要する経費の50%の額、または生徒が留萌高校に修学するために保護者と同居を異にして留萌市内に住居した場合の下宿に要する経費の50%の額

■申請方法

申請書及び関係書類の提出が必要です。教育委員会総務学校課に申請書を用意しておりますので、窓口までお越しください。

■教育委員会総務学校課・総務係 (電話 53-2427)

多子世帯子育て支援事業について

町では、第3子以降のお子さんが小学校、中学校、高等学校等へ入学・進学する保護者に「子育て支援金」を給付しています。

■対象者

令和2年4月1日現在で増毛町内に住所を有し、生計を同一にする子どもが3名以上いる世帯で、第3子以降のお子さんが入学・進学する保護者の方です。

ただし、町条例に規定する特定滞納者及び生活保護受給者の方は対象外となります。

■支援金の金額等

各学校等の入学・進学時に、5万円分の増毛町商工会共通商品券を支給します。

■申請方法

指定の申請書を4月23日(木)までに、教育委員会総務学校課に提出してください。申請書は、教育委員会窓口に設置しています。

■教育委員会総務学校課・子ども係 (電話 53-2427)

クリーン作戦を実施します

■日時
4月23日(木) 小雨決行

■実施場所(集合場所)

朱文別川河口・倉熊駅前浜からセイコーマート前浜・市街地海岸線(暑寒海岸町)弁天町1丁目

■集合・実施時間

17時30分に集合
18時30分頃まで1時間程度実施

※集合場所までは各自でお越しください。ゴミ袋は町で用意しますが、軍手は各自持参してください。

■役場企画財政課・企画係 (電話 53-1110)

◇日曜当番医◇

4月19日(留萌市) 留萌セントラルクリニック

(栄町1丁目) 電話 43-9500

※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問い合わせください。

新着本案内

犯人に告ぐ3 紅の影

神奈川県警特別捜査官の藤巻は、誘拐犯と見られる男を追っていたが犯人は捜査の手をかいくぐり新たな犯罪計画を立てていた。知能犯と捜査官の息詰まる攻防戦が始まる。

零井 脩介 著



■総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

おばけのきもだめし

おばけの子ども達が震えています。それもそのはず。今夜は肝試し大会です。「こわいよー」「行きたくないよー」おばけもおばけが怖いんです。クスッと笑えるおばけの絵本。

内田 麟太郎 作
山本 孝 絵



町営暑寒沢墓地について

■水道利用可能期間

今年の暑寒沢墓地の水道は「4月24日～10月28日まで」を利用可能な期間とさせていただきます。

■不在使用者の変更手続

暑寒沢墓地の使用者として届出された方が死亡等により不在となった場合、使用者変更手続をお願いしています。

■お参りの方へ

昨年、墓地にてろうそくの火がお供え物に引火する事例が発生しております。

お参りされる方につきましては、火の始末と供物等を必ずお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

■関役場企画財政課・管財係

(電話 53-1110)

増毛春の味まつり2020
〜地酒に甘エビ、タコ、ホタテ〜の開催について

今年も「増毛春の味まつり」

を次の日程で開催を予定しています。

例年同様、通行規制等がわかり、町民の皆さまにはご不便をおかけすることと思いますが、町の観光振興のため、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

なお、交通規制等の詳細については、5月号広報の折り込みチラシにてお知らせします。

※新型コロナウイルスの発生状況により、開催を中止とさせていただきます。

■日程

5月30日(土)・31日(日)
10時00分～14時00分

■会場

駅前歴史通り周辺

■関役場商工観光課(実行委員会事務局)

電話 53-1333

32

オロロン出張無料

相談会の案内

オロロンひまわり基金法律事務所(留萌市)の弁護士に

よる出張無料相談会が増毛町文化センターにて開催されます。増毛町内で弁護士に無料で相談できる貴重な機会です。ぜひご利用ください。

■日時

4月16日(木) 10時～12時
(1枠30分)

■場所

増毛町文化センター

■予約

オロロンひまわり基金法律事務所(0164-5614312)までご連絡ください。(予約期間:4月15日(水)17時まで)

固定資産価格等の
縦覧について

固定資産税課税台帳に登録された土地や家屋の価格について、納税者が他の土地や家屋の価格と比較することにより自己の土地や家屋の価格が適正か判断できるように「土地・家屋等縦覧簿」を交付します。なお、土地のみの納税者は家屋、家屋のみの納税者は土地の縦覧はできません。

■縦覧対象者

町内の土地または家屋の固定資産税納税者(共有者、同居の親族及び相続人含む)

■縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

■縦覧場所

役場税務課税務係

■持参していただくもの

- ・納税通知書
- ・本人確認できるもの(運転免許証など顔写真が付いているもの)
- ・相続人の場合は続柄が確認できる書類(戸籍謄本など)

■関役場税務課・税務係

(電話 53-1114)

協会けんぽ北海道支部から
保険料率改定のお知らせ

令和2年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.41%(プラス0.10ポイント)、介護保険料率は1.79%(プラス0.06ポイント)となります。

健康保険及び介護保険料率

ボランティア募集!

水泳少年団指導員として地域で活動しませんか?

水泳少年団では現在、指導員が不足しています。水泳少年団に入りたいとの声を頂いておりますが、このままだと新規募集・存続ができません。ぜひ町民の皆様やお知り合いの方などいれば、お力をお貸しください!

●内容

小学校低学年に対する「ビート板でのバタ足」や「クロール」などです。資格は特に必要ありません!

【問合せ先】水泳少年団代表 対馬謙太 (電話090-9515-6646)



の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■全国健康保険協会(協会けんぽ) 北海道支部(電話011-726-0352)

町人事異動

令和2年4月1日付

▽異動後(異動前) 名前

町長部局

▽総務課長(町民課長) 杉山重幸▽
町民課長(町民課長補佐兼町民環境
係長) 佐藤仁則▽福祉厚生課長兼地
域包括支援センター所長兼子育て世
代包括支援センター所長(総務課長
補佐兼庶務係長併選挙管理委員会事
務局次長兼書記長) 佐藤政良▽農林
水産課長兼農業基盤整備室長(農林
水産課長補佐併農業委員会事務局次
長) 菅原京富美▽建設課長兼プレ
ジャーボートスポーツ所長(建設課
技師長補) 尾田光則▽建設課技師長
兼建築係長(建設課建築担当技師長
補兼建築係長) 山田信彦▽総務課長
補佐兼庶務係長(農林水産課水産係
長) 小田 雅▽町民課長補佐兼戸籍
係長(町民課戸籍係長) 玉田 稔▽
町民課長補佐兼町民環境係長(福祉
厚生課民生係長) 瀬川達也▽福祉厚
生課長補佐兼保健指導係長(福祉厚
生課保健指導係長) 佐々木香織▽農
林水産課長補佐(増毛町立明和園事
務係長) 佐藤幸喜▽建設課長補佐兼
技術係長(建設課技術係長) 尾崎秀
巳▽兼ねて事務係長(増毛町立明和
園長補佐兼指定訪問介護事業所員)工
藤卓也▽福祉厚生課民生係長(商工
観光課商工観光係長) 猪股 聖▽農

林水産課農林係長兼水利施設管理係
長(建設課管理係長) 岡田亮介▽商
工観光課商工観光係長兼観光事業係
長(農林水産課農林係長兼水利施設
管理係長) 小浜清人▽建設課管理係
長(建設課管理係) 北島大二郎▽企
画財政課企画係(増毛町立市街診療
所事務係) 大石将史▽町民課町民環
境係兼戸籍係(総務課庶務係併選挙
管理委員会書記) 江幡一彩▽町民課
戸籍係(町民課町民環境係兼戸籍係)
平澤里菜▽税務課税務係(企画財政
課企画係) 石田幸太▽福祉厚生課介
護保険係兼地域包括支援センター事
務員(町民課戸籍係) 工藤浩也▽建
設課管理係兼建築係(農林水産課農
業基盤整備室農業基盤整備係兼農林
係) 相馬大海▽増毛町立明和園事務
係(福祉厚生課介護保険係兼地域包
括支援センター事務員) 忠鉢達郎▽
増毛町立市街診療所主任看護師(増
毛町立市街診療所看護師) 進藤直美
▽増毛町立市街診療所主任看護師(増
毛町立市街診療所看護師) 小林由紀
子▽増毛町立市街診療所事務係(税
務課税務係) 成田広孝▽福祉厚生課
民生係兼介護保険係(新規採用) 中
嶋かのん▽農林水産課農業基盤整備
室農業基盤整備係兼農林係(新規採
用) 齊藤博教▽増毛町立市街診療所
看護師(新規採用) 菅野和美

教育委員会

▽総務学校課長(地域学習課長兼文

化センター館長兼総合交流促進施設
館長兼旧商家丸一本間家館長兼温水
プール所長兼スポーツ係長) 杉本 要
▽地域学習課長兼文化センター館長
兼温水プール所長兼スポーツ係長総
務学校課長補佐兼学校教育係長兼こ
ども係長) 川崎貴範▽兼ねて総合交
流促進施設館長兼旧商家丸一本間家
館長、文化振興係長の兼務を解く(地
域学習課長補佐兼文化振興係長) 小
野卓也▽総務学校課長補佐兼総務係
長(総務学校課総務係長) 長井 元
▽総務学校課学校教育係長兼こども
係長(総務学校課学校教育係兼総務
係兼こども係) 山本卓矢▽地域学習
課社会教育係長(地域学習課社会教
育係兼文化振興係兼スポーツ係) 林
慶多▽増毛町立認定こども園あつぷ
る主任保育教諭(増毛町立認定こど
も園あつぷる保育教諭) 吉田奈緒▽
増毛町立認定こども園あつぷる保育
教諭(新規採用) 猪口あずさ

選挙管理委員会

▽併せて事務局次長(町民課長) 杉山重
幸▽併せて事務局次長兼書記長(農
林水産課水産係長) 小田 雅

農業委員会

▽併せて事務局次長(増毛町立明和
園事務係長) 佐藤幸喜

消防本部

▽消防課長の兼務を解く(消防署長

兼消防課長) 土田智洋▽消防課長(警
防課消防係長) 佐藤洋次▽総務課総
務係長(消防課救急救助係長) 北原
勝▽兼ねて消防課消防係長(消防課
機械係長) 島野勇治▽消防課救急救
助係長(総務課総務係長) 岩田直俊
▽消防課消防係主任(消防課救急救
助係主任) 後藤正広▽消防課救急救
助係主任(予防課予防係主任) 中島
惇▽総務課総務係主任(消防課消防
係主任兼機械係主任) 對馬謙太▽予
防課予防係(総務課総務係) 岩井嵩
城

再任用

▽総務課付け主任併せて選挙管理委
員会書記 村上 仁▽農林水産課水
産係主任 坂口 功▽商工観光課観
光事業係主任兼商工観光係主任 斉
藤隆彦▽建設課管理係主任 山田規
揮▽建設課技術係主任 山田真登▽
総務学校課総務係主任兼学校教育係
主任兼こども係主任 御代裕昭▽地
域学習課社会教育係主任兼文化振興
係主任兼スポーツ係主任(総務学校
課こども係主任) 佐々木一美

退職(3月31日)

▽福祉厚生課長兼地域包括支援セン
ター所長兼子育て世代包括支援セン
ター所長 宮腰 修

人の動き

3月1日～3月31日届出分
(敬称略)

3月末 人口と世帯

人口 4,092 人 (-31)
男 1,888 人 (-17)
女 2,204 人 (-14)
世帯 2,150 世帯 (-9)

()は前月との増減

飼っている犬の登録はお済みですか？

生後90日を経過した犬を新しく飼われた方は、狂犬病予防法の定めにより、犬の所在地の市町村に登録をしなければなりません。未登録の場合は、毎年5月に町内全域を対象に実施する狂犬病予防注射の案内文書が発送されませんので、速やかに登録をお済ませください。

また、登録されている犬に転出や死亡などの異動があった場合もお手続きが必要です。

■犬の新規登録 … 3,000円

(犬の登録は一生に一度のみ。転居や譲渡など、犬の環境が変わる場合も新たな登録は必要ありませんが、お手続きが必要です。)

■以下の場合は、費用はかかりませんがお手続きが必要です。

- 犬が死亡したとき(電話での受け付け可)
- 犬、又は飼い主の所在地が変わったとき
- 犬を譲渡した、または譲り受けたとき

■手続き方法

役場町民課・町民環境係にて手続き願います。

☎ 役場町民課・町民環境係(電話53-1112)

【5月5日への掲載希望 4月17日(金)まで】
☎ 役場町民課・町民環境係(電話 53-1112)

◆増毛町社会福祉協議会へ

○社会福祉に(香典の一部から)

・佐藤 弓子さん(暑寒海岸町)

・佐藤 寛さん(南島中町)

・佐々木 宏子さん(南島中町)

・山口 まさ子さん(暑寒町)

○社会福祉に

・増毛総合技能士会

◆各自治会等へ(現金)(受付順)

○香典の一部から

・佐藤 寛さん(南島中町) 14区自治会へ

■ご厚志ありがとうございます■

公共下水道事業の公営企業会計移行について

令和2年4月1日から公営企業会計に移行しました。

増毛町では、公共下水道事業の長期的に安定した運営を持続させるため、令和2年4月1日より、これまでの「官公庁会計(下水道事業特別会計)」から、地方公営企業法を適用した「企業会計(複式簿記)」に移行しました。

地方公営企業法を適用することにより、下水道事業の資産状況を明らかにすることで、経営を維持するための財務情報を整理し、その企業性格を活かしながら、より一層の経営の効率化と健全化に努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

町民の皆様へ

地方公営企業法の適用は主に会計方法の変更であり、下水道使用料の料金・お支払いなどについてはこれまでと変更はありません。

☎ 役場上下水道課・下水道係 電話 0164-53-1152(内線122)



健康・暮らし・環境カレンダー

4/6月	●広報ましけ4月号発行 ●増毛小学校入学式 10:00～ 増毛小学校 ●増毛中学校入学式 13:30～ 増毛中学校	22水	●日本脳炎予防接種 15:30～16:00 市街診療所
7火	●認定こども園あつがる入園式 10:00～	23木	
8水	●四種混合・B型肝炎予防接種 15:30～16:00 市街診療所	24金	☆粗大ごみ申込受付最終日
9木		25土	
10金		26日	
11土		27月	
12日		28火	
13月	●さくらコミュニティ学級「入学・始業式」 13:30～ 文化センター	29水	祝 昭和の日
14火		30木	
15水	●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 15:30～16:00 市街診療所	5/1金	
16木	●暑寒大学「入学・始業式」 10:30～ 文化センター	2土	
17金	●旧商家丸一本間家開館 10:00～	3日	祝 憲法記念日
18土		4月	祝 みどりの日
19日		5火	祝 こどもの日
20月	●元陣屋絵本まつり ～5月6日まで	6水	祝 振替休日
21火		7木	●広報ましけ 5月号発行

家庭ごみの収集日について

マ イ ク の 見 方	生 生ごみ	可燃 可燃系埋立ごみ	不燃 不燃系埋立ごみ	プラ プラ製容器	ペット ペットボトル
	か・び かん、びん	木 木くず	金属・危険 金属類、危険ごみ	粗大 粗大ごみ	
	資源1 紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2 新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック			

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

- ① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00～17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。
- ※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。
- ② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。